

懲戒処分の公表について

令和7年12月9日
学校法人東北医科薬科大学

このたび、本法人職員に対して学校法人東北医科薬科大学就業規則に基づき、以下のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1. 被処分者

医学部 教員

2. 処分内容及び処分年月日

停職（3ヶ月） 令和7年12月9日より

3. 事案の概要

被処分者は、業務上自身の担当を逸脱する行為、ならびに、服務規律に違反する行為が、数度に渡り確認された。また、このことに際して、上司からの業務指示及び改善指導にも従わなかった。

かかる行為は、本法人職員としてあるまじき行為であり、本学就業規則により懲戒の事由に該当すると認められるため停職とした。

4. 再発防止について

本法人の職員がこのような行為をしたことは、誠に遺憾であり、本件を真摯に受け止め、今後このようなことがないよう、服務規律の遵守徹底に努め再発防止に取り組んでまいります。